

「国有財産総合情報管理システム更改に係る 設計・開発・移行及び付帯する業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答(担当者案)
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見		
1	調達仕様書(案)	9	1.6	1.6 作業スケジュール 受入テストの矢羽根(R10.9~11月)	システム規模やユーザ数を鑑み、受入テスト期間を考慮していただきますようお願いします	-	貴重なご意見ありがとうございます。仕様書にも記載のとおり、本作業スケジュールはあくまで見込みであり、受入テストの期間を含め、詳細なスケジュールについては受託者からの提案に基づき、財務省と協議の上、決定することとしております。
2	調達仕様書(案)	46	8.3.4	8.3.4 ITサービスマネジメントに関する事項 (公財)日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関による「ISO20000(ITSMS)」に基づきより効果的・効率的なITサービスマネジメントを実施できるシステムとすること。	本項目については、削除願います。	-	本調達におきましては、作業の実施内容として運用保守設計がございますので、運用に関する業務も含まれております。
3	調達仕様書(案)	46	8.3.5	8.3.5 能力成熟度モデル統合(CMMI)に関する事項 組織がプロセスをより適切に管理できるようになることを目的として遵守すべき指針を体系化した能力成熟度モデル統合(CMMI: Capability Maturity Model Integration)レベル3以上の認証を取得していること、あるいは同等の組織能力を有することが望ましい。	本項目については、削除願います。	-	前提といたしまして、意見内容にある「ISO19001」は「ISO9001」と読み替えて、回答いたします。 本事項は、本調達を受託した者(以下、「受託者」という。)には、システム開発プロジェクトにおけるプロセスをより適切に管理することを求めるために設けたものであり、ご意見に例示いただきました「ISO9001」を取得していれば必ずしも満たされる事項ではないと理解しております。 また、本事項は、当該認証を取得していること、あるいは同等の組織能力を有することが望ましい、としており、必ずしも本事項を満たさなければ入札に参加できなくなるものではございません。
4	調達仕様書(案)	46	8.3.7	8.3.7. 事業継続マネジメントシステムに関する事項 近年、自然災害に加え、テロやサイバー攻撃、新型コロナウイルスなどの感染症といったさまざまな事業継続リスクへの備えが重要な課題となっている。事業継続マネジメントシステム(Business Continuity Management System: BCMS)の国際規格である「ISO22301」の第三者認証を取得していること、又はこれと同等な組織能力を有していること。	本項目については、削除願います。	○	貴重なご意見ありがとうございます。認証等を取得していない企業が入札できないこととならないよう以下のとおり修正いたします。 (修正後) 「近年、自然災害に加え、テロやサイバー攻撃、新型コロナウイルスなどの感染症といったさまざまな事業継続リスクへの備えが重要な課題となっている。受託者は、事業継続マネジメントシステム(Business Continuity Management System: BCMS)の国際規格である「ISO22301」の第三者認証を取得していること、又はこれと同等な組織能力を有していることが望ましい。」
5	調達仕様書(案)	46	8.3.8	8.3.8. 女性の活躍に関する事項 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、以下の各認定を受けていることが望ましい。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定) ・次世代育成支援推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定) ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定)	くるみんについては、さらに最上位である「プラチナくるみんプラス認定」の追加をお願いします。	-	プラス認定は、不妊治療と仕事の両立に取り組む企業がくるみん等を取得している場合に追加して取得できるものであり、「プラチナくるみんプラス認定」は「プラチナくるみん認定」を取得した企業と同等の加点をすることとしております。
6	別紙1 要件定義書	8	3.1	3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 テロや犯罪に関する情報や攻撃的な表現など、生成AIシステムによる有害情報の出力を制御していること。	本要件は、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に関するガイドライン」における「別紙3調達チェックシート」に記載の要件かと認識しましたが相違ないでしょうか。また、本調達での事業者の位置づけは同ガイドラインにおける「AI提供者」であると認識しております。つきましては、当該「AI提供者」として実施もしくは情報提供が可能な範囲での対応をもって、調達要件を満たせるものと解して差し支えないか、確認をさせていただきたく存じます。	-	ご認識のとおり、こちらの要件は、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に関するガイドライン」における「別紙3調達チェックシート」を参考にしております。また、要件を充足する基準につきましては、「AI提供者」として、実施もしくは情報提供が可能な範囲で対応すれば満たすという理解に相違ございません。
7	別紙1 要件定義書	9	3.1	3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 生成AIシステムによる偽誤情報の出力の防止措置を取っていること。	本要件は、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に関するガイドライン」における「別紙3調達チェックシート」に記載の要件かと認識しましたが相違ないでしょうか。また、本調達での事業者の位置づけは同ガイドラインにおける「AI提供者」であると認識しております。つきましては、当該「AI提供者」として実施もしくは情報提供が可能な範囲での対応をもって、調達要件を満たせるものと解して差し支えないか、確認をさせていただきたく存じます。	-	ご認識のとおり、こちらの要件は、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に関するガイドライン」における「別紙3調達チェックシート」を参考にしております。また、要件を充足する基準につきましては、「AI提供者」として、実施もしくは情報提供が可能な範囲で対応すれば満たすという理解に相違ございません。
8	別紙1 要件定義書	9	3.1	3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 生成AIシステムの出力がすべてのエンドユーザーにとって可読性の高い状態としていること。	本要件は、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に関するガイドライン」における「別紙3調達チェックシート」に記載の要件かと認識しましたが相違ないでしょうか。また、本調達での事業者の位置づけは同ガイドラインにおける「AI提供者」であると認識しております。つきましては、当該「AI提供者」として実施もしくは情報提供が可能な範囲での対応をもって、調達要件を満たせるものと解して差し支えないか、確認をさせていただきたく存じます。	-	ご認識のとおり、こちらの要件は、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に関するガイドライン」における「別紙3調達チェックシート」を参考にしております。また、要件を充足する基準につきましては、「AI提供者」として、実施もしくは情報提供が可能な範囲で対応すれば満たすという理解に相違ございません。
9	別紙1 要件定義書	11	3.3	3.3. 性能に関する事項 なお、生成AIを活用した機能については、入力に対して安定した出力を行う状態であること。	本要件は、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に関するガイドライン」における「別紙3調達チェックシート」に記載の要件かと認識しましたが相違ないでしょうか。また、本調達での事業者の位置づけは同ガイドラインにおける「AI提供者」であると認識しております。つきましては、当該「AI提供者」として実施もしくは情報提供が可能な範囲での対応をもって、調達要件を満たせるものと解して差し支えないか、確認をさせていただきたく存じます。	-	ご認識のとおり、こちらの要件は、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に関するガイドライン」における「別紙3調達チェックシート」を参考にしております。また、要件を充足する基準につきましては、「AI提供者」として、実施もしくは情報提供が可能な範囲で対応すれば満たすという理解に相違ございません。
10	別紙1 要件定義書	14	3.7	3.7. 中立性に関する事項 利用しているLLM(大規模言語モデル)については、バージョン情報を含めて明示可能であること。	本要件は、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に関するガイドライン」における「別紙3調達チェックシート」に記載の要件かと認識しましたが相違ないでしょうか。また、本調達での事業者の位置づけは同ガイドラインにおける「AI提供者」であると認識しております。つきましては、当該「AI提供者」として実施もしくは情報提供が可能な範囲での対応をもって、調達要件を満たせるものと解して差し支えないか、確認をさせていただきたく存じます。	-	ご認識のとおり、こちらの要件は、「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に関するガイドライン」における「別紙3調達チェックシート」を参考にしております。また、要件を充足する基準につきましては、「AI提供者」として、実施もしくは情報提供が可能な範囲で対応すれば満たすという理解に相違ございません。